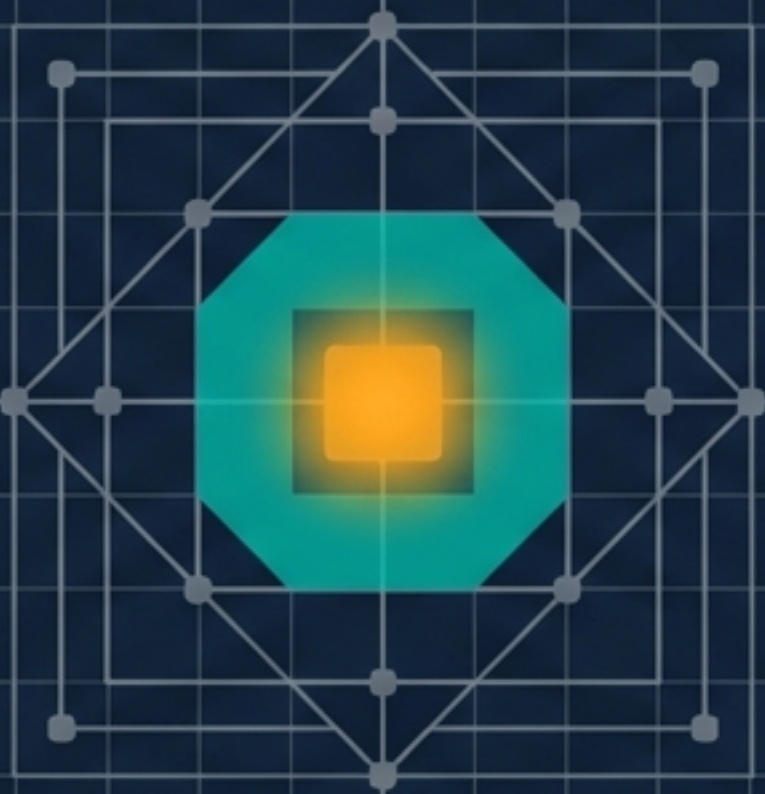


AIを発明者とする 特許登録の可否： DABUS事件の真実と実務への示唆

特性評価から法的境界線へ——AI支援発明における「人間の寄与」の設計図

日本の知財専門家・特許審査官・研究
開発マネージャー向け分析レポート



2026-09-05 / The Legal Blueprint Edition

思考のパラダイムシフト：二項対立から実質的寄与の評価へ



旧来の前提 (Myth)

「AIと人間の二者択一」。
AIが発明に重要な役割を果たした場合、
人間の発明者性は否定され、特許保護が
困難になるという誤解。



新たな現実 (Reality)

「**人間の**実質的寄与の評価」。
AIの重要な寄与と**人間**の法的寄与は両立し得る。
重要なのは、**AI**利用の有無ではなく、**人間の関与**
が「**発明者としての寄与**」の閾値を超えるか否
かである。

【事実の是正】

各国DABUS事件における手続結果
と法的判断の混同を解きほぐす。

【論理の分離】

AIの法的資格の否定は、AI支援発
明の特許性否定を意味しない。

【実務の指針】

AI利用量ではなく、**人間の「課題設
定・取捨選択・検証」**を記録する。

委員会報告の評価と、本レポートによる補強領域

評価すべき長所 (Pros)

- **広範な調査:** 18の国・地域におけるDABUS出願の状況を網羅的に整理。
- **課題の抽出:** 単なる「AI発明者」の否定にとどまらず、AIを利用する人間の発明者性を今後の重要課題として提示。
- **限界の明示:** 調査時点（2025年1月10日）や未確認事項を隠さず記述。

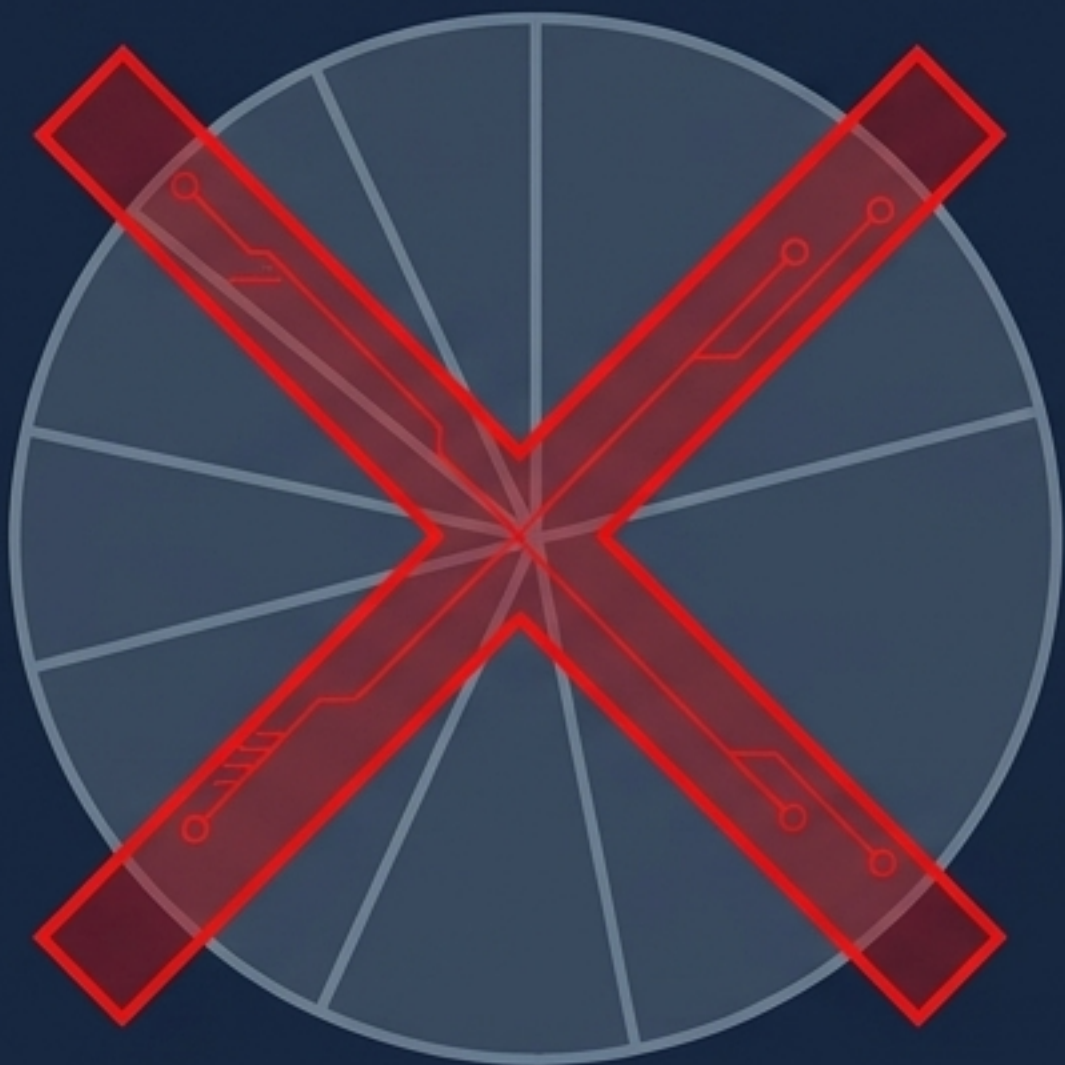


優先して修正・補強する点 (Corrections)

- **論理の飛躍:** 「AIの重要な寄与」と「人間の寄与不足」を直結させる誤謬。
- **各国の解像度:** ドイツ（却下と差戻しの混同）、南アフリカ（年次の誤り）、スイス（手続状況）の事実是正。
- **米国の最新動向:** 旧ガイダンスと新ガイダンス（2025年11月）の混在の整理。

ゼロサム・ゲームの誤謬：「AIの寄与」は「人間の寄与」を奪わない

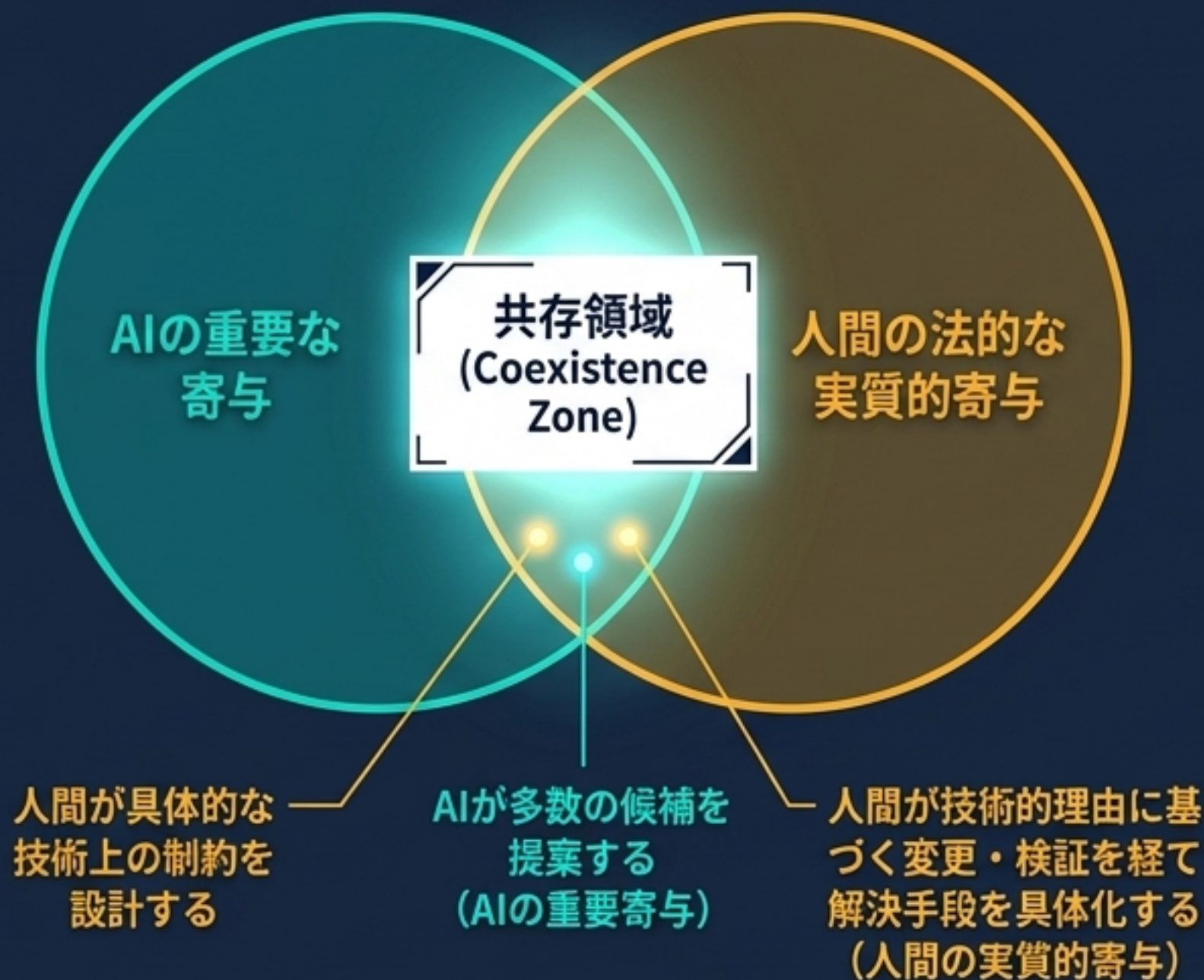
【誤った論理】



AIが特徴的部分を完成させる程度に利用される
＝ 人間には発明者として十分な寄与がない
(パイの奪い合い)。

【論理的真実】

AIの重要性と人間の創作的関与は両立し得る。



法的設計図：混同されがちな4つの独立した問い

1. 発明者の法的資格・表示



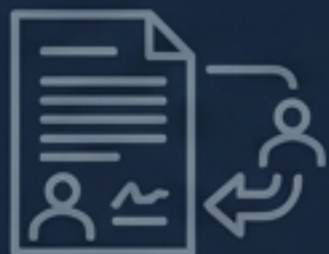
AIを法的な発明者として扱い、願書等に氏名記載できるか？
→ 【世界的傾向：NO】

2. 人間の実質的な発明者性



対象の技術的思想の創作に、誰がどのように寄与したか？
→ 個別の関与に基づく事実認定。

3. 権利の帰属・承継



特許を受ける権利が誰に生じ、出願人にどう帰属するか？
→ 人間（発明者）からの適法な承継の問題。

4. 発明・特許要件

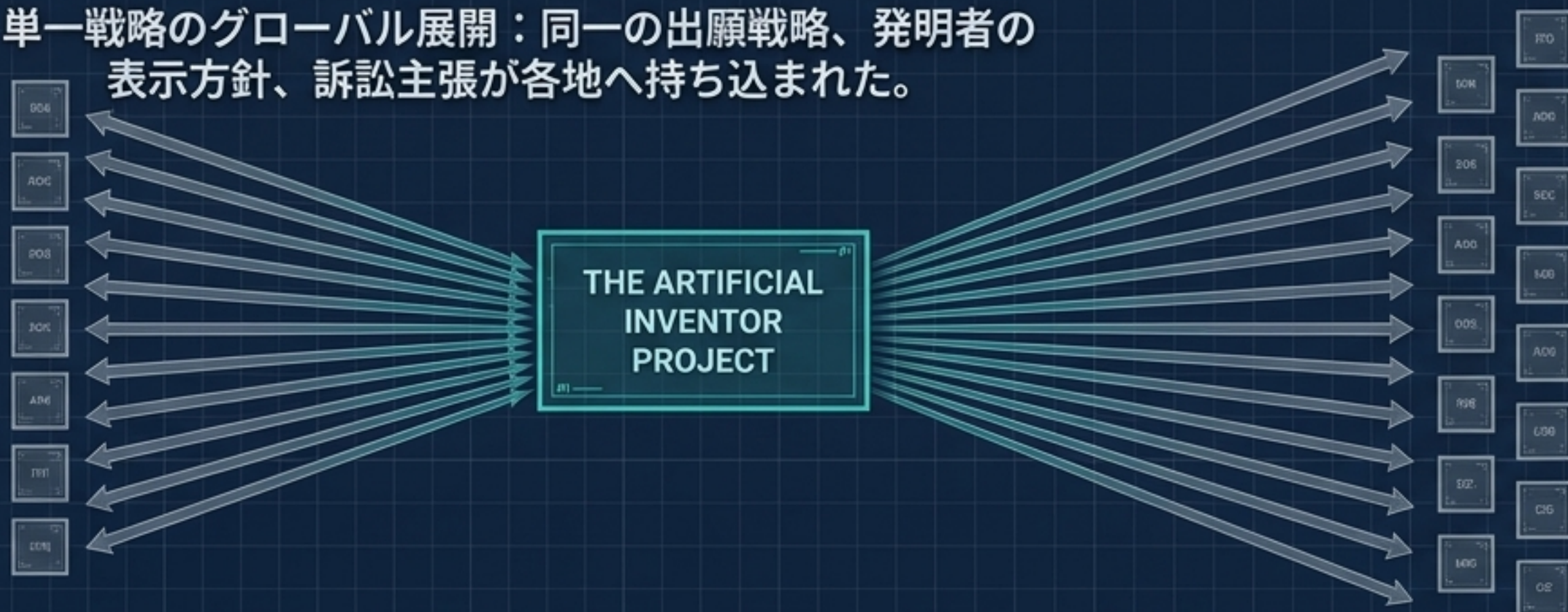


法上の発明か、新規性・進歩性や記載要件等を満たすか？
→ 発明者の表示要件とは独立した実体審査。

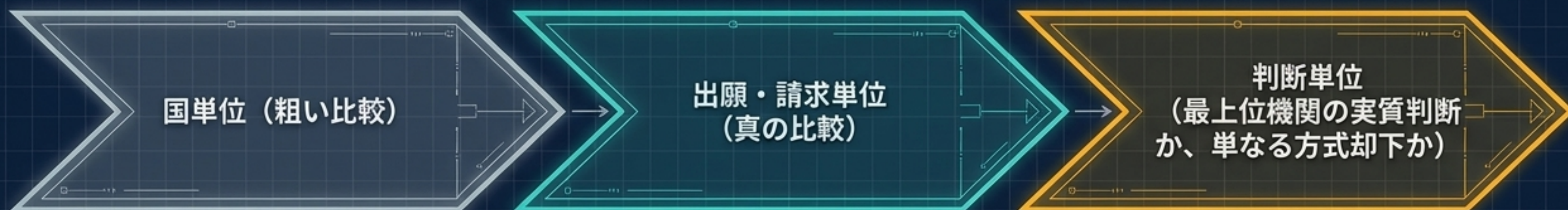
AIの氏名記載（Q1）を認めない判断から、技術的思想の特許性（Q4）や人間の寄与（Q2）の否定までを自動的に導くことはできない。

グローバル分析の罫：「18か国」という数字の独り歩きを防ぐ

単一戦略のグローバル展開：同一の出願戦略、発明者の表示方針、訴訟主張が各地へ持ち込まれた。



「18か国で拒絶された」は、
18個の独立した実証ではない。
未確認、係属中、実体判断なし
の手續終結を「賛否」として
単純計数すべきではない。



ファクトチェック：ドイツと南アフリカの法的事実

ドイツ (BGH X ZB 5/22)

原報告の混同：「AI却下」と「差戻し」が混在。

真実（2024年6月11日決定）：請求別に帰結が異なる。DABUS自身を発明者とする主位請求は却下維持。人間を発明者とし、AIへの言及を付した「予備的請求3」は差戻し（審査続行）が維持された。AIの重要寄与と人間の発明者性の両立を示唆。



南アフリカ

原報告の誤り：方式審査を経て「2024年6月24日」に特許登録。

真実（WIPO・SCP資料）：正しくは「2021年」。2021年6月に受入れ、同年7月に付与。さらに重要なのは、南アフリカは「実体審査を行わない制度」である事実。登録という一事実からAIの特許性承認を推論してはならない。



制度の現在地：米国ガイドンス改訂と日本の知財高裁の射程



90 FR 54636

米国（2025年11月 USPTOガイドンス改訂）

旧版からの劇的变化：2024年旧版を全面撤回。

新たな基準：共同発明者のPannu基準を「人間とAI」の関係に適用することを廃止。AI支援の有無によらず、人間自身－自身の「conception（具体的で確定した発明の着想の形成）」のみを問う。



令和6年(行コ)第10006号

日本（2025年1月 知財高裁）

判決の焦点：自然人を発明者とする法の仕組みに基づく手続の適法性。

射程の限定：裁判所は、当該創作物が特許法2条の「発明」に含まれるか（技術的創作性があるか）の判断は回避した。「AI生成物は発明ではない」と誤読してはならない。

解釈の最前線：スイス連邦行政裁判所と欧州特許庁（EPO）



スイス (B-2532/2024, 2025年6月)

- 人間の発明者性への具体的当てはめ：
 - AI名義を否定し、人間名義での審査を続行。
- **認定要素**：出願人のデータ提供・訓練への関与、完成した解決策の受領、保護可能な発明であるとの認識、代理人への伝達を総合し、「**十分な関与があった**」と判断（ただし特許付与そのものの保証ではない）。



EPO (T 0528/25, 2026年2月)

- AI生成発明の保護：EPCはAI生成発明を原則として排除（in principle not excluded）していない。
- **指定の明確性**：審判部が問うたのは人間の寄与の最低水準ではなく、陳述全体から「**誰を発明者として指定したかが明確に理解できるか（整合性）**」であった。

実務の転換：「利用量」の計数から「実質的寄与」の記録へ



捨てるべき指標

- ✗ AIを何割使ったか（AI出力の利用比率）
- ✗ 何回プロンプトを入力したか（試行回数）
- ✗ AIの所有・管理権限を持っているか



重視すべき指標

- ✓ 保護しようとする解決手段に対し、人間がどのような「技術的制約」を与えたか。
- ✓ AI出力から人間が何を選び、どのような「技術的理由で修正」したか。
- ✓ 当初の仮説が「検証」によってどう変わり、請求項に反映されたか。

実務上の必須要件：実質的寄与を証明する「3つの記録」

構想段階 (Pre-AI)

人間の構想：問題設定、技術的制約、仮説の構築。

LOG

【残すべき記録】：既知の事項と未解決点の明確化、AIへ与えた初期パラメータと制約条件のログ。

インターフェース段階 (AI Output / Human Judgment)

対照と取捨選択：AI出力と人間の判断のインターフェース。

LOG

【残すべき記録】：採用・不採用の候補リストとその技術的理由、予想外の結果の発見、人間による修正箇所。

具体化段階 (Post-AI)

権利化への対応：実験・設計変更の経緯と請求項への落とし込み。

LOG

【残すべき記録】：検証過程での解決手段の変遷、最終的な請求項の構成要素と関与者の役割の根拠。

診断マトリクス：3つの仮想事例に基づく発明者性の検討

事例A (Raw Output)

一般的な目標だけを入力し、AI出力をほぼそのまま採用。

焦点：出力を理解・採用したという説明だけでは不十分。問題設定や選択の技術的内容を深掘りする必要がある（発明者性否定リスク高）。

事例B (Constrained Output)

人間が特有の制約と仮説を与え、AI候補を技術的理由で改変。

焦点：選択・変更が単なる好みや定型作業か、解決手段の形成に関わるものかを確認、請求項との対応を記録する。

事例C (Human Solution + AI Verification)

人間が具体的な解決手段を形成した後、AIで計算・検証。

焦点：検証にAIを広範囲に利用したことだけで人間の寄与は消滅しない。ただし、検証過程で解決手段自体が変わった場合は関与者を再特定する。

今後の知財法務リサーチのためのベストプラクティス

01

記録単位の細分化

**「国」単位での
比較をやめる。**

同一事件でも、主たる請求（AI単独名義）と予備的請求（人間名義＋AI言及）で帰結が異なる。「出願・請求・判断」の単位でトラッキングする。

02

手続用語と原典の尊重

**独自の統一用語に
依存しない。**

「却下」「審査中」といった統一名称は誤解を生む。各制度の原手続名、判断機関（第一審か最上級審か）、実体判断の有無を併記する。

03

基準日の厳密な管理

**手続日と公表日を
区別する。**

審査受付、特許付与、官報掲載、判決公表の日付を混同しない。調査の基準日を明示し、後続判断による推論の自動的補完を避ける。



「AIをどれだけ使ったかではなく、**人間**
何をしたかを記録せよ。**実質的寄与**こそ
が、次世代の**法的境界線**となる。」

1. 制度の現状：主要国は「AIを発明者とする表示」を拒絶しているが、**AI支援発明の保護自体を排除**しているわけではない。

2. 論理の境界：AIによる高度な生成能力と、人間の法的発明者性は、**明確な技術的制約の付与と検証**を通じて共存し得る。

3. 実務の焦点：記録すべきはツールとしてのAIの利用量ではなく、**課題設定、取捨選択、検証における人間の技術的・創作的判断の証拠**である。

Appendix: 調査の基準日と後続の重要判断（メソドロジー）

原論文の調査範囲

基準日：2025年1月10日

制約：本レポートによる事実是正（ドイツの請求別判断、南アフリカ2021年特許付与等）は、原著者の調査過失を断定するものでなく、実務情報の高精度化を目的とする。

本レポートが統合した後続・精査判断

日本：知財高裁 令和6年(行コ)第10006号
(2025年1月30日)

米国：USPTO 新発明者性ガイダンス改訂
90 FR 54636 (2025年11月26日/28日)

スイス：連邦行政裁判所
B-2532/2024 (2025年6月26日判決)

EPO：技術審判部 T 0528/25
(2026年2月5日決定)